視点 155

新型コロナウイルス感染症の拡大と対策の視点

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に規定する新型インフルエンザ等とみなして、同法に基づく措置を実施することを可能とする法改正が行われ（3月14日施行）、4月7日、同法に基づいて、7都府県を対象に政府による「緊急事態宣言」が発令された。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出の自粛・制限、多数の者が利用する施設・催物の休業や使用の制限などの措置が講じられた。国民の不安解消や医療の崩壊を防ぐためには、無症状・軽症患者については自宅や医師・看護師の常駐するホテル等での対応、マスクや防護服などの医療関連物資の安定的な供給を進めることとしている。

また、2018年度に創設されたオンライン診療については特例で初診時から、オンライン服薬指導についても4月から行うことができることとされたが、かかりつけ医制の定着と普及の視点を踏まえて、適切な医学的管理が行われるよう期待したい。

新型コロナウイルス感染症については、国際的な人の移動と交流の拡大、生産・流通の経済の分業体制の進展の下で世界的パンデミックの状況が続き、今後さらに開発途上国への広がりが懸念されている。

有用性の高いワクチンと治療薬の開発が行われ、可能な限り早期に医療の現場に提供されることが望まれている。拡大する世界的なニーズを賄える供給が可能となるか、その価格がどのような水準になるのかが大きな問題となる。

わが国においても、有効性のみならず安全性の確保とのバランスにも十分留意しつつ、製薬企業・研究機関、米・英・独・仏・スイスなど各国政府と連携協力を進め、早期に医療現場に供給する必要がある。

この場合、わが国の薬事制度においては、医薬品医療機器法に基づく「特例承認」制度（医薬品医療機器法第14条の3条、特措法64条）の適切な運用も考えられる。わが国の特措法では、必要に応じて製薬企業等に対して医薬品等の保管・売渡しの要請や収用を行うことなどができ、その費用や対価には、妥当適切な実費を支払う（弁償する）こととされている。

その費用は当面、感染症法に基づく公費負担が基本になるものと考えられるが、医療保険制度の薬価基準への収載と薬価の設定にも当然関わってくる。

世界大恐慌を超える大不況の到来も予想されている今日、▽有用性や費用対効果評価の程度▽多くの国にまたがって行われる研究開発・製薬事業の実態▽低所得国も含めた適切な供給の確保▽研究開発・生産・流通のコストの国際的な分担・配分の視点▽わが国に対する供給の確保――が考慮されることになろう。透明性の高い丁寧な検討を期待したい。